

# 総合会計 事務所ニュース

2016年 11月 No233

税理士法人総合会計ホームページ <http://www.sogo-k.net>



山口事務所 〒754-0002 山口市小郡下郷 1256-16-101

周南事務所 〒746-0015 周南市清水 2-11-11 共立ビル 2-B

下関事務所 〒751-0816 下関市椋野町 3-13-52

## 日本シリーズを見て感じたこと

昨年の日本シリーズ（ソフトバンク対ヤクルト）より遙かに見応えのある日本ハムと広島との熱戦でした。それは両者の力の差が均衡していて、どの試合も見応えがあったからでした。

昨年の日本シリーズは、野球評論家も圧倒的にソフトバンクの優位を占っていましたが、今年の世界シリーズは、戦前の予想では毎年のように芳しくない評価でしたが、若い力で圧倒的に2位の巨人に17.5ゲーム差をつけた広島と、これまた戦前の予想では「ソフトバンク以外に優勝はないだろう」という野球評論家の予想を見事に裏切り、最大11.5あったゲーム差を最終盤で逆転した「二刀流の大谷選手」が中心になった日本ハムの大接戦の様相でした。

野球熱は年々下がる一方ですが、今年の頂上対決は違いました。それを裏付けるようにテレビ視聴率も第1戦18.5%（前年比+9.2）、第2戦13.8%（前年比+6.4）、第3戦17.5%（前年比+8.1）、第4戦15.9%（前年比+3.4）、第5戦17.4%（前年比+5.1）第6戦25.1%（前年比は既にソフトバンク優勝のためありません）という高視聴率でした。

しかし、野球はテレビ観戦も良いですが、実際に球場に見に行けばその迫力に圧倒されます。テレビでは映さないものがたくさんあります。私も混戦が続いていた9月22日（秋分の日）に友人と2人で、ヤフオクドームに「生大谷」を見に行きました。大谷選手は、その日は3番DH（指名打者）で出場してライト前ヒットを見事に打ちました。その後に投手交代が告げられました。まずはピッチング・コーチが出て、次に工藤監督がピッチャーの交代を主審に告げ、次のピッチャーの投球練習が始まるのですが、その間、大谷選手は、「ぼーっ」としていませんでグラウンドをランニングしていました。

野球はできれば球場で観戦したいということで、日本シリーズの前哨戦であるセリーグ・クライマックスシリーズを9月23日の11時の売り出しに事務所の間近にあるローソンチケットにいきました。30分前には行っていたのに既に女性の方がおられました。その女性と一緒に即座に取れるように何回もシミュレーションをしました。しかし、11時になっても機械の方は何回操作してもシステム作動中で結局30分間操作を繰り返しましたが、私よりも早く来店していた女性が1枚取れただけで、私の後から並んだ数名もまったく取れませんでした。

ところが、事務所に帰ってネットを見たら既に、「ネットダフ屋」が1桁違う金額でオークションに掛けているではありませんか。ダフ屋行為は47都道府県中40都道府県で迷惑防止行為として刑事罰の対象になります。

ネットによる行為も何らかの「取り締まり」が必要なのではないでしょうか。人が介するものであれば摘発は難しいことですが、ネットダフ屋は、追跡すれば売りさばいた組織や人を特定できるはずで、刑事罰だけでなく、法人税、所得税、消費税の課税ができるはずで、

野球だけでなく、サッカーなどのスポーツ、コンサートなどさまざまなチケットに潜む犯罪性と課税可能性に政府はメスを入れて欲しいものです。

代表社員・税理士 金巨 功

### ～経営理念～

- 一、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、地域とそれをささえる中小企業の繁栄のため、税務・会計・経営のエキスパートになることをめざします。
- 一、みんなで創造し、みんなで成長しあえる、働き甲斐のある事務所をめざします。

## セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

### （1）セルフメディケーション税制とは

平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日迄の期間については、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、スイッチ OTC 医薬品（※1）の購入対価を支払った場合には所得控除ができるようになります。

### （2）現行の医療費控除との相違点

現行の医療費控除とセルフメディケーション税制との相違点は以下のようになります。

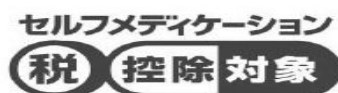
	医療費控除（現行）	セルフメディケーション税制
適用対象者の制限	なし	健康の維持増進や疾病予防のために一定の取り組みをしている個人（※2）
対象となる医療費	医師による診療又は治療の対価、治療又は療養に必要な医薬品の購入対価等	OTC 医薬品の購入対価（※3）
控除額	医療費の額 - 保険金等による補填額 - 10 万円（※4）	医療費の額 - 保険金等による補填額 - 1 万 2,000 円
控除限度額	200 万円	8 万 8,000 円
適用期間	無制限	平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日

（注）現行の医療費控除とセルフメディケーション税制は同時に適用することはできません。

### （3）セルフメディケーション税制の適用を受けるには

本税制の対象となる OTC 医薬品については、平成 29 年度 1 月施行に伴い、今年の 10 月より一部対象の製品には下記のマークが表示されるようになっていきます。（※すべての対象商品にマークが表示されているとは限りません。）また、本税制を適用するに当たり、領収書やレシート等の証明書類には ① 商品名、② 金額、③ 当該商品が本税制対象商品である旨、④ 販売店名、⑤ 購入日が明記されていることが必要ですので、対象商品を購入したレシート等は捨てずに取っておけば税金の負担を軽減できるかもしれません。

なお、対象医薬品や証明書類等の情報については、現時点の情報で確定ではなく、順次厚生労働省のホームページに追記されていく予定ですので確認してみてください。



※1 医師の処方箋がなければ入手できなかった医薬品が、処方箋がなくても入手できるようになったもの。

（OTC は英語の「Over The Counter」の頭文字をとった言葉です）

※2 次の検診等または予防接種（医師の関与があるもの）を受けた者

① 特定健康診査 ② 予防接種 ③ 定期健康診断 ④ 健康診査 ⑤ がん検診

※3 この制度の対象となる具体的な OTC 医薬品は厚生労働省のホームページで確認することができます。

※4 総所得金額等が 200 万円を超えない場合は総所得金額の 5%



## 事例 Q & A

Q. 給与と外注費の違いを教えてください。

A.

税務調査でも、会社が支払った経費が『給与』と『外注費』のどちらになるかは、よく問題となる点です。

◎『給与』と『外注費』の判定基準について、基本的には次のとおりに区分されます。

給与・・・雇用契約もしくはこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価
外注費・・・請負契約もしくはこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価

### 【参考】

#### (消費税法2①十二)

給料、賃金、賞与など、労働の対価として支払われるものは、事業者との取引ではないことから課税仕入れに該当しません。

#### (消費税法基本通達 1-1-1)

これに関し、出来高払の給与を対価とする役務の提供は事業に該当せず、請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当する旨を明記しており、その区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき対価であるかどうかにより判断するものとしています。

『給与』にするか、『外注費』にするかは会社が勝手に決めてよいものではなく、『契約内容』や『業務実態』などの客観的な事実関係で判定しないといけませんのでご注意ください。ただし、実態として形式的に契約書があれば外注費になるというものではなく、その区分が明らかでないケースも多く、その場合は『業務の実態』に応じて判断を行うことになります。

◎『雇用契約』か『請負契約』かについては、**税務上は『形式上』と『下記の事項』を総合的に勘案して判定することになります。**

① その契約に係る役務の提供に他人が代替して業務を行えるか

→ 代替して業務を行うことができるのが外注費となります。

② 外注先の企業が自ら請負金額を計算し、請求書を発行している

→ 外注先は契約に基づき自ら請負金額を計算、請求書を発行したうえで支払いを受けます。請求書などがなく、請負金額も発注元が時間を単位として計算し支払いを行っている場合は雇用関係があるとみなされる可能性があります。

③ 役務の提供に当たり事業者の指揮監督命令を受けるかどうか

→ 指揮監督命令を受けないのが外注費となります。

④ まだ引き渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利としてすでに提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるか

→ 請求することができないのが外注費となります

⑤ 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか

→ 自分で材料を用意していれば外注費になります。



※ 最高裁判所 昭和 56 年 4 月 24 日 第二小法廷判決も参考になると思います。



# 元気通信



## 税務カレンダー

### 【11月の税務】

内容	納付/申告期限
所得税の予定納税額の減額申請	11/15
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	11/10
9月決算法人の確定申告	11/30
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	11/30
3月決算法人の中間申告	11/30

### 【12月の税務】

内容	納付/申告期限
給与所得の年末調整	調整の時期：本年最後の給与の支払をするとき
給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出	本年最後の給与の支払を受ける日の前日
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（28年6月～11月分）の納付	12/12
10月決算法人の確定申告	H29.1/4
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	H29.1/4
4月決算法人の中間申告	H29.1/4



## 脳トレしてみよう！



### いつも同じだと脳も退屈！？

物忘れや覚えるのに時間がかかるなど、年を重ねるごとに落ちていく脳の機能。

でも大丈夫です。脳はいつもと違うことをするだけで活性化し、トレーニングして鍛えることで、その働きを維持・向上することができます。

脳トレをしてアンチエイジングに努めてみてはいかがでしょうか？



#### 〈脳トレ①〉

次の4ケタの数字を左から覚えてください。

**1963**

今度は目を閉じて、覚えた数字を右から順に言ってみましょう。

次の数字にもチャレンジしてみてください。

**9175**

**83945**

**32376**

**125863**

#### 〈脳トレ②〉 一人じゃんけん

1. 両手でじゃんけんをします。右手はグー、チョッキ、パーの順で出して、左手は右手が勝つように出します。グー、チョッキ、パーを1回とかぞえて10回行います。
2. 今度は左手がじゃんけんには勝つように出します。同じように10回行います。

※ 慣れてきたら、スピードを速くしたり、ルールを複雑にしてみましょう。